

基本的対処方針及び対策本部の廃止、措置の終了

国の動き

厚生労働大臣が感染症法に基づき、
5月8日に新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけることを公表

特措法の対象外となるため政府対策本部において
基本的対処方針を廃止

特措法の規定により閣議において
政府対策本部を廃止

都の対応

都民・事業者への要請・協力依頼を終了

【現在の要請等の内容】

- ①都民向け : 基本的な感染防止対策の徹底等
- ②事業者向け : 業種別ガイドラインの遵守、
非認証店の時間・人数の制限 等
- ③イベント : 規模要件に沿ったイベント開催

都対策本部を廃止

■ 特措法第25条

政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、
遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

※併せて、審議会・モニタリング会議を廃止
※職員による全庁的な応援体制は5月末で終了